

鳥取県営工業団地販売仲介手数料制度を創設しました。

宅地建物取引業の皆様の情報力・営業力によって、鳥取県企業局が所有する工業団地の分譲を促進しようとするものです。宅地建物取引業の皆様には、工業団地の分譲を仲介して頂いた結果、土地売買（長期貸付）契約が成立した場合、**最大1,000万円の手数料**をお支払いいたします。

<制度の対象となる工業団地>

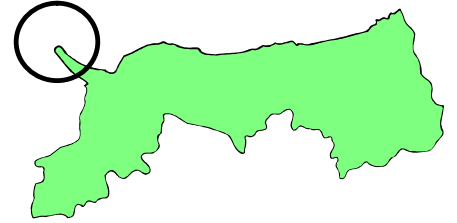
鳥取県企業局が分譲を行っている次の4つの工業団地です。

境港外港昭和地区工業団地

米子港旗ヶ崎工業団地

境港外港竹内地区工業団地

米子崎津地区工業団地



<仲介業務>

仲介して頂く業務は、次のとおりです。

工業団地のPR、分譲希望企業の詮索・資料提供、企業局への情報提供
企業局へ分譲希望企業を仲介、手続きの調整、事業計画書及び土地売買（長期借受）
申込書の提出、土地売買（長期貸付）契約の締結補助

<仲介から手数料をお支払いするまでの流れ>

企業局へ分譲希望企業を仲介し、手数料をお支払いするまでの主な手続きの流れです。

宅地建物取引業者	⇔	分譲希望企業の事業計画書を提出（仲介依頼証明書類を添付）
企業局	⇔	分譲の可否の決定、宅地建物取引業へ通知、 工業団地販売仲介手数料に関する契約書を締結
宅地建物取引業者	⇔	土地売買（長期借受）申込書を提出
企業局	⇔	土地売買（長期貸付）契約書を作成、宅建業者へ送付、 土地売買契約成立
宅地建物取引業者	⇔	手数料の請求書提出
企業局	⇔	所定の土地売買代金納入等の確認後、送金

注）分譲状況により、事業計画書を受領できない場合、分譲を決定できない場合があります。

<手数料の算定基準>

土地売買契約と土地長期貸付契約の場合の2通りあります。

区 分	手数料の算定方法（消費税含む。）	手数料の上限額（消費税含む。）
土地売買契約	土地売買代金 × 2%	上限額 1,000万円
土地長期貸付契約	年間賃借料を12で除した額	なし

<協会等との協力>

工業団地販売仲介手数料に関する契約書を締結する前に、手数料の算定に関して、社団法人宅地建物取引業協会及びこの制度に協力しようとする宅地建物取引業者と協定を締結する場合があります。

<手数料制度の有効期間>

平成24年3月31日までの土地売買（長期貸付）契約に適用
ただし、この制度に係る平成24年度予算が成立した場合には、さらに1年間延長。

<問い合わせ及び資料の請求先>

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県企業局経営企画課 営業誘致担当
電話0857-26-7445 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4412>